



市章

大津市公報

令和6年4月15日
号外(第31号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 告

- 104 ふるさと納税に係る寄附金に係る指定納付受託者の指定について…………… 1
- 105 租税公課に関する証明書等の交付に係る手数料の徴収事務の委託について…………… 1
- 106 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付に係る手数料の徴収事務の委託について…………… 2
- 107 し尿取扱手数料の徴収事務の委託について…………… 2
- 108 動物の死体の収集、運搬及び処分手数料の徴収事務の委託について…………… 2
- 109 自動車駐車場の回数駐車券等に係る駐車料金に係る指定公金事務取扱者の指定について…………… 3
- 110 駐車場として賃貸する土地の賃貸料の徴収事務の委託について…………… 3
- 111 放置自転車等の撤去、移動及び保管に係る費用の徴収事務の委託について…………… 3

○ 企業局告示

- 5 大津市水道事業給水条例に規定する料金等に係る指定納付受託者の指定について…………… 4
- 6 水道料金、下水道使用料及びガス料金の収納事務の委託について…………… 4

告 示

大津市告示第104号

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月15日

大津市長 佐藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 株式会社アイモバイル 東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルN棟2階
 - 株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目2番1号
 - 株式会社しがぎんジェーシービー 大津市浜町1番10号浜大津滋賀ビル3階
 - 株式会社滋賀ディーシーカード 大津市浜町1番10号
 - 株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
 - 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
 - PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定納付受託者に指定した日
令和6年4月1日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
ふるさと納税に係る寄附金

大津市告示第105号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり大津市手数料条例(平成12年条例第12号)に基づく租税公課に関する証明書等の交付に係る手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月15日

大津市長 佐藤 健 司

- 委託する手数料の種類
次に掲げる書類の交付に係る手数料とする。
 - 租税公課に関する証明書

- (2) 個人印鑑に関する証明書
 - (3) 戸籍証明書（戸籍に記録されている事項の全部を証明したもの又は当該戸籍に記録されている者のうちの一部の者について記録されている事項の全部を証明したものに限る。）
 - (4) 住民票の写し
 - (5) 磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類の写し
 - (6) 住民票に記載した事項に関する証明書
- 2 委託の相手方 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

大津市告示第106号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付に係る手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月15日

大津市長 佐藤健司

- 1 委託の相手方 大津市松本一丁目2番20号 公益社団法人滋賀県獣医師会
- 2 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

大津市告示第107号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）に基づくし尿の収集及び運搬手数料の徴収事務を、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月15日

大津市長 佐藤健司

し尿の収集及び運搬を実施する地域	委託の相手方
小松、木戸、和邇及び小野地域	大津市木戸1178番地 株式会社日映志賀
葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里及び仰木の里東地域	大津市本堅田六丁目24番16号 株式会社大津衛生社
雄琴、坂本、日吉台、下阪本、唐崎、滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山、南郷、大石及び田上地域	大津市大石中六丁目2番20号 株式会社タケノウチ
上田上、青山、瀬田、瀬田北、瀬田南及び瀬田東地域	草津市若竹町9番24号 大五産業株式会社

大津市告示第108号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月15日

大津市長 佐藤健司

- 1 委託する手数料の種類 大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第53項に規定する動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料
- 2 委託の相手方 大津市木戸1178番地 株式会社日映志賀

3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

大津市告示第109号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。

令和6年4月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
合同会社フォルテ 大津市馬場二丁目10番22号
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和6年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に指定した期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和6年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
 - (1) 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成8年条例第25号）に基づく自動車駐車場の回数駐車券に係る駐車料金
 - (2) 大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）に基づく自動車駐車場の回数駐車券及びプリペイドカードに係る駐車料金

大津市告示第110号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり駐車場として賃貸する土地の賃貸料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 駐車場として賃貸する土地
 - (1) 大津市唐崎二丁目3462番8
 - (2) 大津市御幸町108番
 - (3) 大津市御幸町111番6
 - (4) 大津市逢坂一丁目248番5
 - (5) 大津市西の庄417番ほか
 - (6) 大津市膳所二丁目350番4
 - (7) 大津市本丸町36番19
- 2 委託の相手方 大津市浜大津四丁目1番1号 浜大津都市開発株式会社
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

大津市告示第111号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり大津市自転車等の放置防止に関する条例（平成11年条例第42号）に基づく放置自転車等の撤去、保管場所への移動及び保管に要した費用の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 委託の相手方 大津市中央二丁目2番5号 公益社団法人大津市シルバー人材センター
- 2 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

大津市企業局告示第5号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月15日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社エフレジ 大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和6年4月1日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - (1) 大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）第30条第1項に規定する料金
 - (2) 大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）第14条第1項に規定する使用料
 - (3) 大津市液化石油ガス供給条例（平成16年条例第46号）第10条第1項に規定する料金

大津市企業局告示第6号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第7号の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり水道料金、下水道使用料並びに最終保障供給及び液化石油ガス販売事業に係るガスの料金の収納の事務を委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第5条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和6年4月15日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

- 1 委託の相手方 大津市中央三丁目2番3号 株式会社大津ガスサービスセンター
- 2 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで